

岩手県

宮城県 災害救助担当主管部（局）長 殿

福島県

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災における避難所の暑さ対策について（緊急の依頼）

今時災害の復旧に当たり、各県の奮闘、御尽力に敬意を表します。

今般の東日本大震災は被害が甚大であり、震災発生後4ヵ月を経過していますが、未だに多数の被災者の方が避難所で生活されています。

避難所の暑さ対策については、「避難所の生活環境の整備について」（平成23年3月12日事務連絡）によりお願いしているところですが、特に、本格的な夏場を迎えた中で、長期化している避難所で厳しい生活を送られている被災者の方々に対し、避難所の暑さ対策が喫緊の課題となっております。

このため、今般、避難所の暑さ対策について、以下のとおり留意事項等を取りまとめましたので、至急、必要な対策を講じられるよう特段の配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

記

1 避難所におけるエアコン設置について

エアコンを設置していない避難所については、設置するようお願いいたします。

7、8月中に閉鎖する予定の避難所であっても設置するようお願いいたします。

エアコンの設置に当たっては、1避難所1台という制限はなく、避難所の広さや避難者数に応じた必要台数を設置し、複数の部屋がある場合にも所要の台数を設置していただくようお願いいたします。

2 エアコン設置が困難な場合の対応

(1) 避難所の所有者・管理者の都合や建物の構造等により避難所にエアコンを設置することが困難な場合には、避難所内あるいは隣接する場所(例えば特定の個室、用具倉庫等)へのエアコンの設置、近傍にエアコンを設置した仮設休憩所を建設するなど、積極的な暑さ対策を行っていただくようお願いします。

また、暑さ対策として、扇風機、網戸、氷柱の設置等により対応いただいておりますが、配置している扇風機と氷柱を組み合わせての利用や避難所建物周辺に打ち水を行う等の工夫をしていただきますようお願いします。

(2) 被災者の方々に対し、冷却用シート・マット、保冷剤、通気性の良い吸湿・速乾の衣服等を生活必需品として供与するよう配慮をお願いします。

(3) 応急仮設住宅が完成するまでの間、エアコンの整備されている避難所や旅館、ホテル等を活用した避難所へ移っていただくなどの対応も積極的に進めてください。

(4) また、被災した自宅の手入れ等のため、移転先の旅館・ホテル等との間で移動が必要な場合等には、バスを借り上げて定期運行するなどの各般の工夫を行うことも、熱中症対策としてご検討ください。

3 上記にお示しさせていただいた対策に係る経費については、災害救助法による国庫負担の対象となります。また、上記以外の避難所の暑さ対策等を、現場の実情に応じ、創意工夫によって適切に実施していただきますよう、強く要請します。

所要経費については、貴県からの相談に弾力的に対応していきますので、当職(災害救助・救援対策室)あて前広に連絡してください。

4 避難所の暑さ対策には万全を期していただき、避難者に熱中症患者等を発生させることのないよう、全力を尽くしていただくことを重ねてお願いします。